

釧路市下水道管渠施設修繕業者選定要綱

(目的)

第1条 この要綱は釧路市下水道建設管理課が発注する下水道管渠施設修繕の業者選定について必要な事項を定める。

(選定要件)

第2条 修繕業者の選定を受けようとするものは次の要件をすべて満たすこと。

ただし、舗装業者にあたっては排水設備工事指定店許可及び排水設備責任技術者資格の要件を除くものとする。

- (1) 釧路市建設工事入札参加資格者名簿に登載又は釧路市小規模修繕事業者登録（舗装業者を除く）（土木、舗装又は管）されており、釧路市内に本店を有するもの（舗装はAランク業者に限るものとする）。
- (2) 釧路市排水設備工事指定店の許可を受けているもの
- (3) 緊急時の対応確保（緊急要請に即応できる直営体制）が平日、土曜日、日曜日及び祝祭日で、常に24時間整っていること。
- (4) 現場代理人は排水設備責任技術者の資格を有し、5年以上の実務経験年数により、現場での常駐と適正な労務管理が行なわれること。
- (5) 修繕工事従事者を以下のとおり確保できること。
 - ① 現場の代理人（排水設備責任技術者）1人
 - ② 主任技術者（土木・管・舗装共に、2級以上の土木施工管理技士又は建設機械施工技士（建設機械施工管理技士））1人（現場代理人を兼務できる）
 - ③ 配管工 1人以上（舗装業者には適用しない）
 - ④ 作業員 1人以上（舗装業者は2人以上）
- (6) 次に掲げる緊急用機械器具等を確保及び運転資格を有するもの。（舗装業者には適用しない）（自己所有又はリース）
 - ① トラック
 - ②掘削機械
 - ③転圧機械
 - ④管切断機
 - ⑤水中ポンプ
 - ⑥ 穿孔機
 - ⑦保安設備
 - ⑧その他修繕に必要な工具類
- (7) 釧路市発注の公共下水道又は排水設備工事（修繕及び補修工事含む）、舗装業者においては、舗装工事を過去3年以内に元請実績のあること。
- (8) 申請年度に釧路市の除雪業務を受託していること。ただし、当該年度より、除雪業務の協力会社に登録をする場合も可とする。
- (9) 釧路市地域防災計画において災害時の災害応急業務に関する協定工事業者、若しくは応援要請先協力工事業者であるか、当該年度にこれらの工事業者になるもの。

(選定を受けるための申請)

第3条 釧路市下水管渠施設修繕業者の選定を受けようとする者は次に掲げる必要な書類を釧路市公営企業管理者（以下「管理者」という。）に提出しなければならない。

- (1) 釧路市下水管渠施設修繕業者申請書(様式一1)
- (2) 釧路市排水設備工事指定店の許可の写し
- (3) 排水設備責任技術者の資格証写しと配管工その他従事者名簿（任意様式）
- (4) 現場代理人及び主任技術者の経歴書（任意様式）
- (5) 機械器具等の保有（又はリース）状況調書（任意様式）
- (6) 工事の実績を確認できる証（任意様式）
- (7) 前条第8号ただし書きに規定する、釧路市除雪協力会社に登録をする確約書（任意様式）
- (8) 災害応急業務に関する協定工事業者、若しくは応援要請先協力工事業者になる確約書（任意様式）
- (9) 建設業許可通知書の写し
- (10) 2級以上の施工管理技士または（建設機械施工技士）各社一人の写し

(選定)

第4条 管理者は前条の申請を受け、第2条の選定要件を満たしたものの中から、修繕業者を選定し申請者に選定の通知をする。

(選定の期間)

第5条 選定の期間は4月1日から翌年3月31日までとする。

(変更届)

第6条 選定を受けた会社の代表者は、第2条に規定する要件に変更が生じた場合は、直ちに管理者に届け出なければならない。

(選定の解除)

第7条

1. 管理者は、次のいずれかに該当したときは選定を解除できる。

- (1) 第2条に規定する要件に変更が生じ、要件を満たすことができないとき。
- (2) 選定業者の過失等により、下水道利用者などとトラブルが発生したとき。
- (3) 選定業者の瑕疵により、修繕箇所に不具合が生じたとき。
- (4) 管理者が選定後、著しく選定を不適当と判断したとき。

2. 選定の解除を受けた業者は、解除を受けた翌年の修繕業者の選定を受けられないも

のとする。

ただし、前項第1号において第6条の変更の届出を行ったものはこの限りではない。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、別に定める。

附則

(施行期日)

この要綱は平成24年4月1日より適用する。

(組織変更)

平成25年4月1日より従前の下水道管理課を下水道建設管理課へと読み替えるものとする。

(選定要件変更)

平成25年4月1日より従前の1級以上の建設機械施工技士を2級以上の建設機械施工技士に読み替えるものとする。

(選定要件変更)

平成28年4月1日より釧路市小規模修繕登録（舗装業者は除く）を追記する。

(選定要件変更)

令和4年4月1日より建設業許可通知書の写し。2級以上の施工管理技士または（建設機械施工技士）各社一人の写し。を追記する。